

県立ひょうごこころの医療センター売店等運営事業者の
選定に係るプロポーザル方式による募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立ひょうごこころの医療センターの指定場所において、売店等を運営する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年12月1日

兵庫県病院事業

兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長 田 中 究

1 公募内容

(1) 件名

兵庫県立ひょうごこころの医療センター売店等運営事業者の選定

(2) 概要

兵庫県立ひょうごこころの医療センターの一部について行政財産使用許可を受け、売店等を運営する事業者をプロポーザル方式により選定する。

(3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要

① 所在地

神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

② 施設の名称

兵庫県立ひょうごこころの医療センター

③ 許可予定箇所の位置及び許可予定面積

売店及び倉庫（ソーシャルセンター）1箇所・・・約25㎡

(4) 行政財産の使用許可期間

令和6年7月1日から平成9年6月30日まで

(5) 行政財産の使用料

① 最低使用料

病院局公有財産取扱規程（平成26年病院局管理規程第4号）別表第1に定める使用料

② 価格提案に係る使用料

売店等に係る売上見込額に一定の割合を乗じた額。

③ 必要経費等の負担

使用許可部分にかかる維持管理のための委託費、光熱水費等、売店の運営にかかる一切の費用

2 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

本件に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、業務担当者による参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (2) 参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 兵庫県暴力団排除条例(平成22年条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者でないこと
兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者でないこと
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。
- (6) 食料品、飲料及び日用雑貨等を販売する売場面積が、当院売店と同等以上の小売店舗を過去3年以内に運営した実績があり契約期間中に撤退した実績がないこと。また、1年以上継続して健全な経営を行っている者であること。
- (7) 売店等の業務に当たり、食品衛生法、薬事法等の関係法令等の規程に基づく許認可等(届出を含む)が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者であること。

3 参加手続

(1) 事務局

〒651-1242 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

兵庫県立ひょうごこころの医療センター総務部総務課

電話(078)581-1013

(2) 公募要項の配布

ア 配布期間

令和5年12月1日(金)から同年12月25日(月)まで(土曜日、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 現地見学

参加申込書提出事業者を対象に、企画提案書を作成するために必要な許可予定箇所の現地見学を希望する者は、事前に連絡し調整を図ったうえで認めることとする。

ア 期間 令和5年12月4日(月)から同年12月18日(月)(土曜日、日曜日を除く。)

イ 連絡先

上記(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参またはメールとする。

イ 受付期間

令和5年12月4日（月）から同年12月22日（金）まで（土曜日および日曜日を除く。）の、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

ウ 回答方法

令和5年12月11日（月）以降に順次、参加申込書提出者全てにメールにて行う。

エ 質問様式提出場所

上記(1)に同じ

(5) 提案応募書類

ア 提出方法

持参もしくは郵送とする。

イ 受付期間

①参加申込：令和5年12月8日（金）から同年12月28日（木）まで（郵送の場合、12月27日必着まで）

②企画提案：令和6年1月4日（月）から同年1月18日（金）まで（郵送の場合、1月17日必着まで）

上記①②ともに（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

ウ 提出場所

上記（1）事務局に同じ

エ 提出書類

① 企画提案書

② その他、公募要項に定めるもの

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 業者選定日

令和6年1月30日（火）10時から先着申込順に発表を行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、センターの指定場所における売店等の運営に係る行政財産使用許可の予定者となる。

5 その他

(1) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び公募要項に定める様式に適合しない場合は無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(2) 参加に要する費用

プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、募集要項による。

兵庫県立ひょうごこころの医療センター
売店等運営事業者募集要項

令和6年1月

兵庫県立ひょうごこころの医療センター

1. 目的

この要項は、兵庫県立ひょうごこころの医療センター（以下「センター」という。）の指定場所（別添図面記載のとおり）で行政財産の使用許可を受け、センター利用者へのサービス向上と職員の福利厚生の実現を図るため、売店等運営する事業者（法人又は個人。以下同じ。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続等について定めるものです。

2. 売店等の概要

ソーシャルセンターの一角（売店面積＝約 17 m² 倉庫面積＝約 8 m²）

※ 売店運営に必要な機器、備品等は事業者が用意し、設置費用等も事業者の負担とします。また、事業者の都合による内装等の変更については、センターと協議の上、その了解のもとに行うことが出来るものとしますが、工事費用等は事業者の負担とします。

3. センターの概要

（1）センターの規模（令和5年11月末現在）

許可病床数＝462床、稼働病床数＝254床

診療科＝精神科、児童思春期精神科、老年精神科、脳神経外科、内科、歯科

（2）患者数（令和5年度上期実績・1日当たり）

入院患者数＝222人、外来患者数＝206人

（3）職員数（令和5年11月末現在）

約370人（会計年度任用職員等を含む）

（4）外来診療日

土・日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日

（5）昨年度の売上実績

約 1,300 万円

4. 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者に限り、応募することができる。

本件に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、業務担当者による参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札

参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (2) 参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生

生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は第 3 号に規定する暴力団員に該当する者でないこと

兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者でないこと

- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。

- (6) 食料品、飲料及び日用雑貨等を販売する売場面積が、当院売店と同等以上の小売店舗を過去 3 年以内に運営した実績があり契約期間中に撤退した実績がないこと。

また、1年以上継続して健全な経営を行っている者であること。

(7) 売店等の業務に当たり、食品衛生法、薬事法等の関係法令等の規程に基づく許認可等（届出を含む）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者であること。

(8) 開札日の前日までの間において、業務担当者から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

5. 公募条件

(1) 使用許可の期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで（3年間）

(2) 使用料

① 最低使用料（3年分）

許可面積（25㎡）・・・・・・¥1,160,103円

※ 上記最低料金は、病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規定第19号）別表第1に定める建物使用料に基づく使用料

※ なお、使用許可後に、病院局公有財産取扱規程の建物使用料に係る改定があった場合は、改定後の建物使用料により計算した額を最低使用料とする。

② 価格提案に係る使用料

前号に記載の最低料金に加え、事業者が企画提案書に示す売店等年間売上見込額に一定の率（提案手数料率）を乗じた使用料とする。

③ 必要経費等の負担

次に掲げる経費等は、すべて事業者の負担とする。

ア 使用許可部分に係る光熱水費

イ 使用許可部分に係る清掃、廃棄物等の処理経費

ウ 通信運搬費、消耗品費及びその他売店等の運営に関する一切の経費

エ 利用者による使用許可部分の設備汚損、破損に対する対応経費

オ 売店等の運営に当たり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

カ 使用許可部分に係る消防設備点検経費等病院建物の維持管理のため、当院が委託契約している業務にかかる経費

(3) 使用料の納付

- ① 使用料は年度ごとの納付とする。
- ② 上記(2)①最低使用料については使用許可開始月及び年度当初に請求書を発行する。
- ③ 上記(2)②及び(2)③の実績に伴う使用料については、年度末または使用許可終了月の翌月に請求書を発行する。
- ④ 納付に関する手数料については、契約者が負担する。

6. 売店等の運営条件（要求水準）

売店等の運営に係る事業者の提案は、企画提案書（様式第3号）に従い提案内容の記載を求めますが、センターの求める要求水準は下記のとおりですので、企画提案に際し留意すること。

(1) 売店部分

① 営業時間等（令和5年11月末現在）

原則として、平 日 午前9時から午後2時まで

土曜日 午前9時から正午まで

（営業時間の拡大は自由提案とするが、消灯後の入院患者への販売は禁止）

（12月31日から1月3日は営業休止可能）

② 取扱商品

飲食物（弁当、お握り、パン、乳飲料等）、菓子、新聞雑誌類、日用雑貨、パジャマ、紙おむつ、下着類、センターの要請に応じた医療衛生材料等、利用者の嗜好

に幅広く対応し、かつ、入院患者の生活必需品に配慮した品揃えを行うこと。

③ 販売を禁止するもの

たばこ販売、アルコール類、その他療養に適さないもの並びに賞味期限間際や傷ものの商品

④ 販売価格

地域の小売店舗における標準的な価格を参考に、出来るだけ安価に設定すること。

⑤ 売上実績額の正確な記録

売上提案に係る使用料の算定基礎となる、毎月の売上実績額を正確に記録し、当院から要望があった場合は速やかに提出すること。

⑥ 付加的なサービスの提供

事業者は可能な範囲で、宅配受付業務、プリペイドカードによる販売等、利用者にとって利便性の高いサービスを提供すること。

7. 運営全般に係る遵守事項

(1) センターの売店等は、センター利用者及び職員のアメニティ向上の重要な要素であることを十分認識し、センター運営に貢献すること。

(2) 店舗内で常駐する従業員には、センター内での売店等業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務にあたる（名札必須、ユニフォーム着用が望ましい）とともに利用者に対し、癒しある接客対応に努めること。また、出店事業者は、これを遂行するため、積極的に接遇研修の実施に努めること。

(3) 売店等の運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(4) 毎月当初に、前月分の売上実績額等、センターが求める定期報告を行うこと。

(5) 食品衛生法、センター管理上の諸規則その他法令など規則等を遵守すること。

(6) 行政財産使用料及びセンターの立替え費用（光熱水費等）等の必要経費については、センターが示す納期限までに確実に納付すること。

(7) 売店等の陳列台、自動販売機、販売商品等の搬入については、センターが指定す

る時間帯や経路に従うこと。

- (8) 商品補充（売り切れ防止等）、金銭管理（つり銭対応含む）など売店等の運営に関する維持管理は、事業者が対応すること。
- (9) 売店等の販売商品や自動販売機に係る故障、問い合わせ、苦情等については、事業者の責任において、迅速に対応すること。
- (10) 売店等の周辺を清潔に保ち、センターの美観、衛生環境を損なわないこと。特に、自動販売機から廃棄された空き容器の定期的な回収に配慮すること。
- (11) 売店内や自動販売機には、事業者や商品販売と関係の無い広告を掲示しないこと。
- (12) その他、売店等の運営に関しセンターの指示ある場合は、速やかに対応すること。

8. 応募申込み手続き

(1) 提出書類（各1部、企画提案書については7部）

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 欠格要件なきことの誓約書（様式第2号）
- ③ 令和4年度消費税及び地方消費税にかかる納税証明書
- ④ 発行後3ヶ月以内の商業登記簿謄本（法人の場合のみ必要）
- ⑤ 発行後3ヶ月以内の身分証明書（「本籍地市区町村が証明するもの」及び成年被後見人、被保佐人とする記録がない旨の「法務局に登録されていないことの証明」）（個人の場合のみ必要）
- ⑥ 企画提案書（様式第3号）
- ⑦ 本要項4-(2)に係る必要な許認可等を証する書類の写し（必要に応じ）

(2) 書類の提出

- ① 参加申込書：令和5年12月8日（金）から同年12月28日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）の、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）郵送の場合は12月27日（水）必着とする。
- ② 企画提案書ほか：令和6年1月4日（月）から令和6年1月18日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）郵送の場合は1月17日（木）必着とする。
- ③ 上記①参加申込書を期限までに提出しなかった場合は、上記②の企画提案書を提出しても無効とする。

(3) 質問書の提出

参加申込書又は企画提案書の提出に当たり質問がある場合は、様式第4号の質問書により、持参又はメールにて事務局に提出すること。口頭、電話棟等による質疑は受け付けない。

① 提出期間 令和5年12月4日（月）から令和5年12月22日（金）まで
土曜日、日曜日を除く、毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

② 回 答 提案または事業実施上必要と認められるものについてのみ12月11日（月）以降に順次、回答を行う。なお、回答は参加申込者全てにメールで行う。その際、質問者の名称は公表しない。

回答をもって、本公募要項の修正を行う場合もあり得る。

(4) 提出先

〒651-1242

神戸市北区山田町上谷上字登り尾3

兵庫県立ひょうごこころの医療センター総務課

電 話 078-581-1013（内線 2621） ファクシミリ 078-583-3797

メールアドレス kokoro_hos@pref.hyogo.lg.jp

9. 企画提案書作成上の注意

- (1) 企画提案書の規格はA4判で作成すること。
- (2) 企画提案書は、分かり易く簡潔に記載すること。
- (3) 参加申込書及び企画提案書は無効のものであったとしても返却しない。また、企画提案書や必要書類の作成・提出に係る一切の費用は、事業者の負担とする。
- (4) 事業者から提出された企画提案書の著作権は、当該事業者に帰属するが、本件運営事業者の評価、選定手続き以外に利用しない。

10. 企画提案書の審査及び結果の通知等

審査は、プロポーザル方式によるものとし、事業者より提出される企画提案書等の内容を評価した上で、最も優れた事業者を選定します。

(1) 業者選定日

令和6年1月30日（火）10時から先着申込順に発表を行う

(2) 決定方法等

センターにおいて設置する審査委員会で総合的に評価した上で、運営事業者を内定（以下「内定事業者」という。）する。

(3) 審査結果の通知

上記(1)選定日から10日以内に審査結果を応募事業者全員に通知する。

(4) 行政財産使用許可申請の手続き

内定事業者を選定された者は、令和6年2月28日(水)までに行政財産使用許可の申請書類を前出8(4)の宛先まで提出して下さい。(郵送可)

(5) 内定事業者の取消し

次の場合には、内定事業者の内定を取り消すものとします。

- ① 正当な理由がなく、(3)に記載する期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかったとき。
- ② 内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、内定事業者について資金事情の変化等により企画提案した売店等の運営の履行が確実にないと当院が判断したとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、売店等の運営事業者としてふさわしくないと当院が判断したとき。

11. 公募対象物件に関する現地説明会

参加申込書提出業者は、企画提案書を作成するために必要な売店等の運営に係る現地調査を次により行うことができるものとします。

- (1) 調査申出 調査を行おうとする前日の午後5時までに、当院総務課に連絡の上、その了解を得て下さい。
- (2) 調査期間 参加申込書を提出した翌日から令和5年12月28日(木)まで。(土曜日および日曜日を除く。)
- (3) 注意事項 調査は必要最低限の人員・時間で効率的に実施し、当院での医療行為や患者とのトラブル防止について十分に配慮し、トラブルが生じた場合には、調査事業者の責任において解決すること。

1 会社の概要

(1) 名 称					
(2) 設 立 年 月					
(3) 本社(店)所在地					
(4) 事 業 種 目					
(5) 代表的店舗の状況 ①（売場面積 20 m ² ～50 m ² 程度の代表的店舗の状況を記載）	店 舗 名				
	所 在 地				
	売 場 面 積	m ²	店舗開設日	年 月 日	
	取 扱 商 品 （ 主 な 物 ）				
	従 業 員 数	正職員	人	パート等	人
(6) 会社の規模等	営業所(店舗)数				
	従業員数	正規職員	人	パート等	人
	過 去 3 年 間 の 売 上 高	年度	百万円		
		年度	百万円		
		年度	百万円		
	過 去 3 年 間 の 営 業 利 益（ 損 失 ） ※損失の場合は 数字の前に△ 印を書くこと	年度	百万円		
		年度	百万円		
		年度	百万円		
	資 産 ・ 負 債 の 状 況 （ 直 近 決 算 期 ）	流動資産	百万円	流動負債	百万円
		固定資産	百万円	固定負債	百万円
		その他の資産	百万円	資本の部計	百万円

様式第 2 号

欠格要件なきことの誓約書

令和 年 月 日

兵庫県立ひょうごこころの医療センター
院長 田中 究 様

誓約者 所在地（住所地）

商 号（屋号）

代表者名 印

作成責任者 所 属
氏 名
電 話
ファクシミリ
メールアドレス

貴病院における売店等運営事業者選定に係る公募型プロポーザルへの参加について、募集要項の記 4 (1)～(4)に掲げられる下記の欠格要件のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- (1) 兵庫県の入札参加資格制限基準における資格制限を受けている者
- (2) 兵庫県から指名停止措置を受けている者
- (3) 更生手続き開始の申立て及び再生手続き開始の申立てがなされている者
- (4) 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は第 3 号に規定する暴力団員に該当する者

兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

様式第 3 号

兵庫県立ひょうごこころの医療センター
売店等運営事業者の選定に係る企画提案書

令和 年 月 日

兵庫県立ひょうごこころの医療センター
院長 田中 究 様

企画提案者 所在地（住所地）

商 号（屋号）

代表者名 代表者印

作成責任者 所 属
氏 名
電 話
ファクシミリ
メールアドレス

兵庫県立ひょうごこころの医療センターの売店等運営事業者選定に係る企画提案を
本書のとおり提出します。

本書の内容については事実と相違ないこと及び売店等運営事業者に選定された場合
には、本書の内容を誠実に実行することを誓約します。

1. 価格提案（消費税込み）

公募 内容	場所	最低使用料		価格提案使用料			提案使用料 (A)+(B)
		設置面積	使用料(A)	売上実績 (見込)額	手数料率	使用料(B)	
売店	ソーシャルセンター	17㎡	525,914.07円	円	%	円	円
倉庫	ソーシャルセンター	8㎡	247,488.96円	円	%	円	円
計①	1年分	50%減免	386,701円	円	-	円	円
合計 ①×3年		3年分	1,160,103円	円	-	円	円

※ 提案使用料の合計欄には、3年間（令和6年7月1日～令和9年6月30日）金額を記載して下さい。

※ 価格提案使用料は、売上実績額に一定の歩合（提案手数料率）を乗じた金額を徴しますが、手数料率に加えて、売上実績（見込）額を記載し想定使用料を算定して下さい。

価格提案使用料についての留意事項

※ 売上実績額が売上見込額を下回った場合は、「企画提案書に示す売店等の売上見込額（税込）に一定の率（提案手数料率）乗じた額」とします。

3. 売店運営計画書

1 設置場所	ソーシャルセンター
2 店内配置	別紙レイアウト図（任意様式）のとおり
3 営業時間	平日（ : ～ : ） 土曜日（ : ～ : ） 日・祝日（ : ～ : ）
4 販売商品	弁当（販売価格帯 円～ 円 種類） おにぎり（ 種類） パン（ 種類） 牛乳（（ ）ml びん・（ ）ml 紙パック） 新聞（（ ）紙、（ ）社分、計（ ）部） 雑誌（（ ）誌） 日用品（主なものを記載） 〔 〕 衛生材料（主なものを記載） 〔 〕 食品（主なものを記載） 〔 〕 その他（特徴的なものを記載） 〔 〕 取扱い品目数 （ ）品目 販売価格の決定方法（ ） 売上実績の記録方法（ ）
5 付加的サービス	宅配取扱業者名（ ） 電子マネー決済（有・無） 有の場合取扱い可能機関 〔 〕 その他（特徴的なものを記載） 〔 〕

6 従業員の配置	配置人員（ ）名 勤務時間（ ： ～ ： ） （ ： ～ ： ） 障害者の雇用（ ）名 （ただし、従業員3名以上の場合で、来客者が200人以上見込まれる場合には、従 事可能な障害者1名が必要） 従業員の採用（ 現地採用・社員派遣・その他（ ）） 接遇等研修計画（ ）
7 競争的提案項 目	

※ 競争的な提案項目に関しては、記載内容を補足する資料を添付願います。

様式第 4 号

兵庫県立ひょうごこころの医療センター内における売店等運営事業者選定に係る質問書

宛先：〒651-1242 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3番地
兵庫県立ひょうごこころの医療センター 総務課（ファクシミリ：078-583-3797）
（メールアドレス：kokoro_hos@pref.hyogo.lg.jp）

質問者	会 社 名	
	住 所	
	作 成 者 の 所 属 ・ 氏 名	
	電 話	
	フ ァ ク シ ミ リ	
	メ ー ル ア ド レ ス	

項 目	
質問要旨	
項 目	
質問要旨	